

看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

令和6年5月20日6保医医人第243号

第1 目的

この要綱は、東京都看護補助者処遇改善事業実施要綱（令和6年3月25日付5保医医人第1890号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う、看護補助者処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2 補助対象

- 1 この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第2に定める者とする。
- 2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第3 補助対象事業

この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4に定める事業とする。

第4 補助対象経費

この補助金の対象とする経費は、別表の第3欄に定める経費とする。

第5 事業の実施期間

補助の対象とする事業の実施期間は、令和6年2月から同年5月までとする。

第6 補助金の額

この補助金は、次に定める1及び2により算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- 1 第3に定める事業の実施に当たり、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と当該事業に要する総事業費から、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

第7 交付申請及び実績報告

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都知事（以下「知事」という。）の指定する日までに、看護補助者処遇改善事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）及び処遇改善報告書（実施要綱別紙様式1）を知事に提出しなければならない。

第8 交付決定及び額の確定

- 1 知事は、第7の規定に基づく交付申請兼実績報告があった場合は、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付決定及び交付すべき額の確定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。
- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

第9 交付の条件

1 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

2 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

3 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査することができる。

4 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は6の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

5 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合は除く。）は、消費税仕入控除額報告書（別記第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っていない場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

6 決定の取消し

知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

7 補助金の返還

(1) 知事は、6の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

8 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が6の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 違約加算金の計算

8の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

10 延滞金の計算

8の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

11 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

12 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間整理保管しなければならない。

第10 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第11 指導及び監督

知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、法その他関係法令の定めるところにより補助金の交付の目的が有効に達せられるよう必要な指揮監督を行うことができる。

第12 補 則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年財主調発第20号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第 4、6 関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
看護補助者の賃金改善等	対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱第 6 に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護補助者の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱第 6 に基づき算出された経費